

資料

資料

1. 用語の説明

【あ行】

IT（情報通信技術）

Information Technology の略。コンピューターやデータ通信等に関する技術をまとめた呼び方。

オストメイト

がんなどの原因で直腸や膀胱に機能障害を負い、手術により人工的に腹部に「排泄口」（ストマ）を造設した人のこと。

【か行】

介護保険制度

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。

学習障害（LD=Learning Disabilities）

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうち特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。成年後見制度利用支援、虐待防止、地域の相談支援事業者に対し専門的な指導・助言を行う等、障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行う。

高機能自閉症

3歳ぐらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言葉の発達の遅れ ③興味や関心が狭く特定のものにこだわる事の特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

高次脳機能障害

交通事故等により頭部に強いショックが加わる脳外傷等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる脳機能の障害。

コーディネーター

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。特に地域援助活動においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整するのが重要な役務となっている。

【さ行】

災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人。

サービス等利用計画

いろいろなサービスを必要とする方、長期にわたる入所（入院）生活のために退所（退院）後の生活に不安がある方、家族やまわりの人からの支援が得られずに孤立している方などを対象に、計画的なプログラムに基づいて作成する、サービス等の利用計画。計画の作成は、指定相談支援事業者に依頼するか、利用者自身で行うこともできる。

支援費制度

平成15年4月から開始された「措置制度」（県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定）に代わる障害者福祉サービス制度。障害のある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する。平成18年度から障害者自立支援法へ移行した。

自閉症

対人関係を上手にとる、自分の気持ちを適切に伝える、相手に共感することなどが苦手で、興味の限定などの症状がある。発達障害の一種と考えられている。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人たちや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障害のある人・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。

社会福祉基礎構造改革

少子・高齢化の進展、家族機能の変化など、社会・経済の変化に対応し、必要な福祉サービスを的確に提供できるよう、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの向上、社会福祉事業の充実・活性化、社会福祉の推進など、社会福祉の共通基盤制度について見直しを行おうとする改革。

社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

手話通訳者

身体障害のある人の福祉の概要や手話通訳の役割・責務などについて理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

生涯学習

人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習。

障害者基本計画

障害者基本法に基づいて平成 14 年度に策定された国の障害者政策に係る長期計画。平成 5 年度に策定された「障害者対策に関する新長期計画」における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるもの。

障害者基本法

障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障害のある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成 5 年施行。平成 16 年に改正が行われ、障害のある人への差別、権利利益の侵害の禁止などが明記された。さらに、平成 23 年 8 月に国連総会で採択された障害者権利条約の批准に向け国内法整備の一環として、障害のある人の定義の見直し、障害のある人の権利の擁護などについての改正が行われた。

障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法により定められた虐待の通報・届け出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発等を行う機関。

障害者虐待防止法（障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

「家庭内」の親など養護者、「施設内」の職員、「職場」の上司など使用者による障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務づけ、自治体などに調査や保護を求める法律。平成 24 年 10 月施行される。

障害者就業・生活支援センター

職業生活における就業・日常生活・社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、関係機関との連携を図り、身近な地域における支援を行うことによって、雇用の促進及び職業の安定化を図る事を目的とした機関。

障害者自立支援法

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供すること等を定めた法律。平成 25 年 8 月に廃止予定であり、「制度の谷間」がなくサービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）が制定予定である。（平成 24 年 2 月現在）

小規模作業所

在宅の障害のある人が作業をしたり、日常生活の支援を受けたりできる、身近な地域にある小規模の作業所のこと。法定外の施設で、障害のある人や家族、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されている。「共同作業所」「福祉作業所」などの名称でも呼ばれる。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害のある人が、職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体障害のある人の福祉の増進を図るため、地域の身体障害のある人の相談に応じ、適切な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとり、共生の思想等の普及に努める相談員。

ステップアップ雇用

精神障害及び発達障害のある人を試行的に雇用し、一定の期間をかけて、職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を伸ばしていく雇用制度。事業主と精神障害及び発達障害のある人の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りとなる。

ストマ

人工肛門、人工膀胱。また、人工肛門保有者、人工膀胱保有者のことを「オストメイト」という。

生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等）の財産や権利を保護するための制度。

【た行】

地域生活移行

施設に入所している障害のある人が、施設を出て、一般の住宅やグループホームなど地域社会の中で必要な支援を受けながら生活すること。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法に伴って制度化された。

知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づき、知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害のある人またはその保護者の相談に応じ、適切な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとり、共生の思想等の普及に努める相談員。

注意欠陥多動性障害（A D H D＝Attention Deficit/Hyperactive Disorder）

衝動性や注意力をコントロールすることについて、脳機能の障害があるとされている。勉強や仕事などに細かい注意を払うことが苦手で、注意の持続が難しい、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴がみられる。

通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導（言語訓練、聴能訓練等）を特別の指導の場で行う教育形態。

特定疾患

難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない45の疾患。これらについて、「特定疾患治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減している。

特別支援学校

平成 19 年 4 月より、盲学校、聾学校、養護学校は、すべて障害の種類を超えて、特別支援学校という呼称に統一された。また、地域の小・中学校等の相談、支援など、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たす。学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症などの子どもたちにも地域や学校で総合的な配慮と支援をしていく。

特別支援学級

小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。

特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

トライアル雇用（障害者試行雇用）

有給の有期契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障害のある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障害のある人の雇用を促進することができる。

【な行】

ニュースポーツ

技術やルールが簡単で参加する人の体力などに応じた範囲で参加し、競技をおこなえる新しいスポーツの総称。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施する。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

【は行】

発達障害

平成 17 年 4 月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

発達障害者支援法

これまで法的な位置づけのなかったアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等を発達障害とし、このような発達障害を早期に発見し、発達支援を行う国や地方公共団体の責務を定めた法律で、平成 17 年 4 月 1 日に施行された。

発達障害者支援センター

発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するため、発達障害のある人とその家族に対し、専門的な相談に応じ、助言等を行う機関。

パブリックコメント

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を作成するときに、その案を公表し一般からのコメント（意見）を求める制度。

バリアフリー

「障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

人にやさしいまちづくり条例

平成 12 年に津山市が制定。平成 14 年 4 月から全面施行となった。

高齢者、障害のある人などすべての人の活動を制限している様々なバリア（障壁）を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できるバリアフリー社会の実現を目指すもの。とくに「もの」「心」「情報」の 3 つの観点からバリアフリーを進めることとしている。

福祉タクシー

高齢者や身体障害のある人等の病院・施設等への通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に、車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービス。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障害のある人が、各種授産施設等で職業訓練を受けながら作業を行うこと。

補装具

身体障害のある人（児童）の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害のある人用の白杖・義眼・点字器、聴覚障害のある人用の補聴器、音声・言語機能障害のある人用の人工咽頭、肢体不自由のある人用の車いす・義手・義足などがある。

ほっとパーキングおかやま

車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用できる方を明らかにした上で、その対象者（障害のある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難な方）に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）の適正利用を図るもの。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべて人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

要約筆記者

聴覚障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記要約をおこなう人。

【ら行】

ライフステージ

生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、児童期、青年期、老年期などと分けた、おのこの段階。

リハビリテーション

障害のある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

臨床心理士

医療、教育相談、福祉、司法・矯正、産業などの諸機関において心理臨床活動に従事するもの。業務内容は、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助及びそれらの研究調査等を行う。

2. アンケート調査結果

(1) アンケートの概要

調査設計	○調査地域	:	津山市全域
	○調査対象	:	市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、児童デイサービス利用者（無作為抽出）
	○調査方法	:	郵送送付 及び 郵送回収
	○調査期間	:	平成 23 年 8 月 15 日～8 月 31 日
回収状況	○調査数	:	1,980
	○回収数	:	893（回収率 45.1%）

*各設問の割合において、小数点第 2 位で四捨五入しているため、合計が 100%とならないものがあります。

(2) 回答者の属性

①性別

区 分	回答数（人）	割合（%）
男 性	500	56.0%
女 性	392	43.9%
無回答	1	0.1%
合 計	893	100.0%

②年齢

区 分	回答数（人）	割合（%）
18 歳未満	83	9.3%
18～29 歳	61	6.8%
30～49 歳	186	20.8%
50～64 歳	337	37.7%
65 歳以上	215	24.1%
無回答	11	1.2%
合 計	893	100.0%

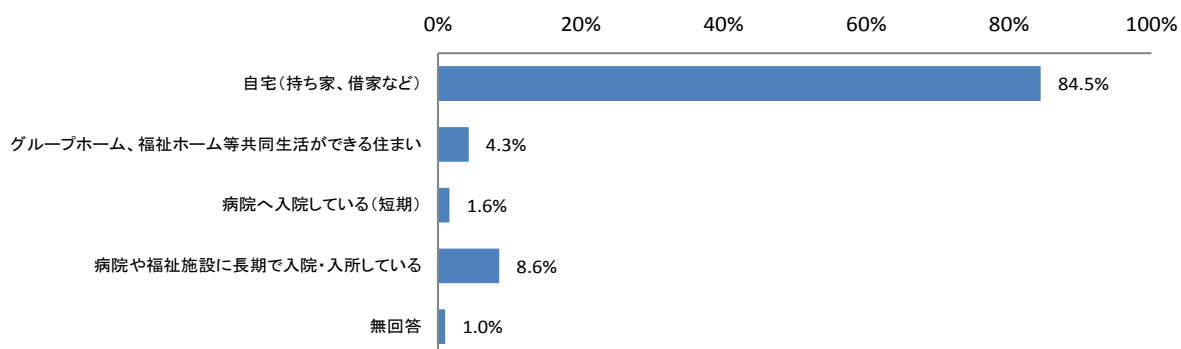
③障害の状況（複数回答 n=893）

区 分	回答数（人）	割合（%）
身体障害者手帳所持者数	548	61.4%
療育手帳所持者数	166	18.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	87	9.7%
自立支援医療受給者証所持者数	138	15.5%
（上記の内複数の手帳所持者数）	（79）	（8.8%）
手帳無し	55	6.2%
無回答	26	2.9%

(3) 調査結果の概要

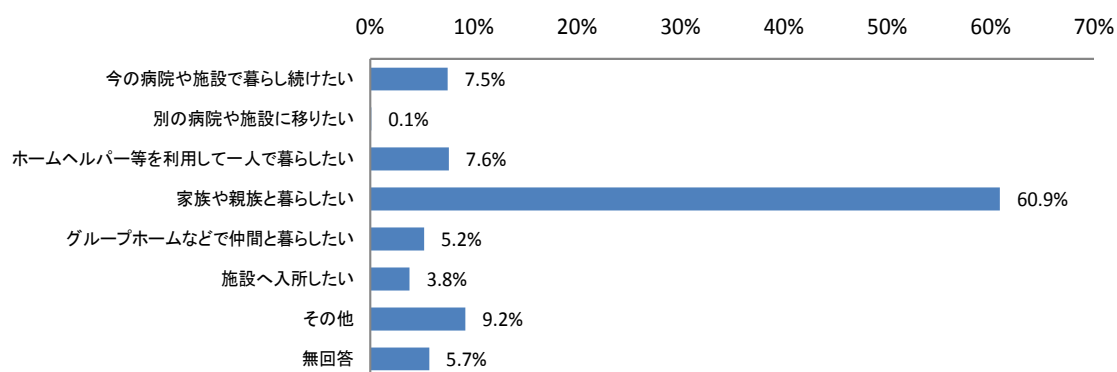
※調査結果について、項目に無回答がないものは、無回答を除く有効回答者数に対しての割合になっています。

◎住居の状況



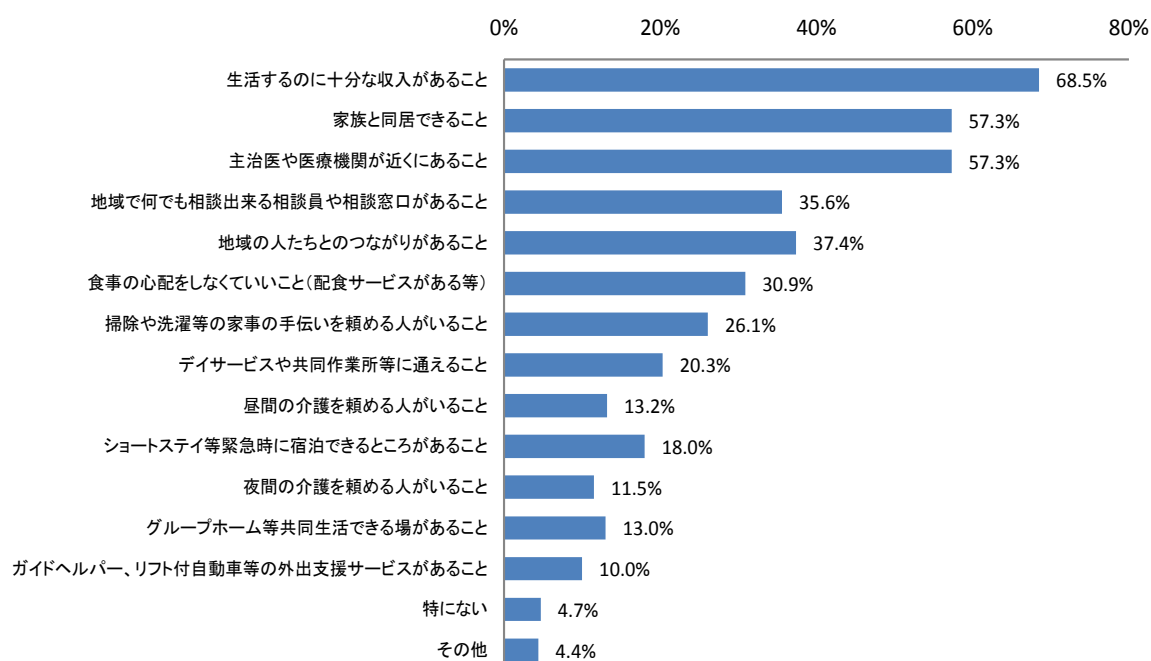
居住形態について、「自宅（持ち家、借家など）」が84.5%と最も多く、次いで「病院や福祉施設に長期で入院・入所している」が8.6%となっている。

◎将来、希望する暮らし方



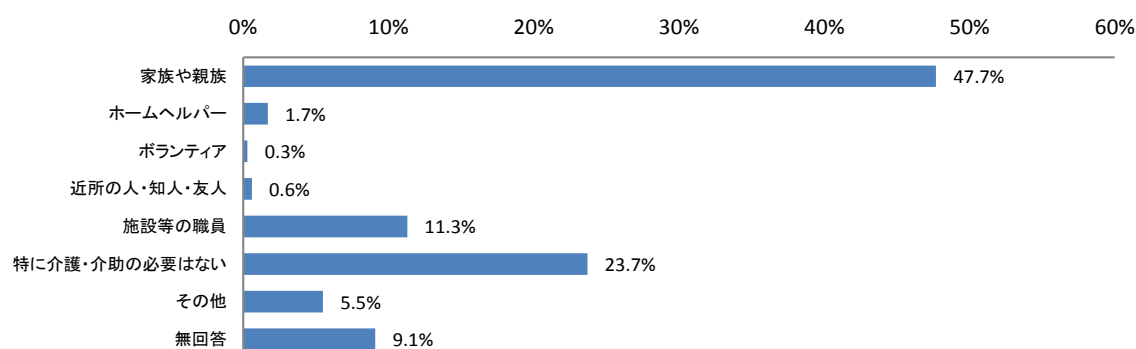
将来、希望する暮らし方について、「家族や親族と暮らしたい」が60.9%と最も多く、次いで「その他」が9.2%となっており、「ホームヘルパー等を利用して一人で暮らしたい」(7.6%)、「今の病院や施設で暮らし続けたい」(7.5%)の順になっている。

◎自宅や地域で生活していくための条件（複数回答 n=838）



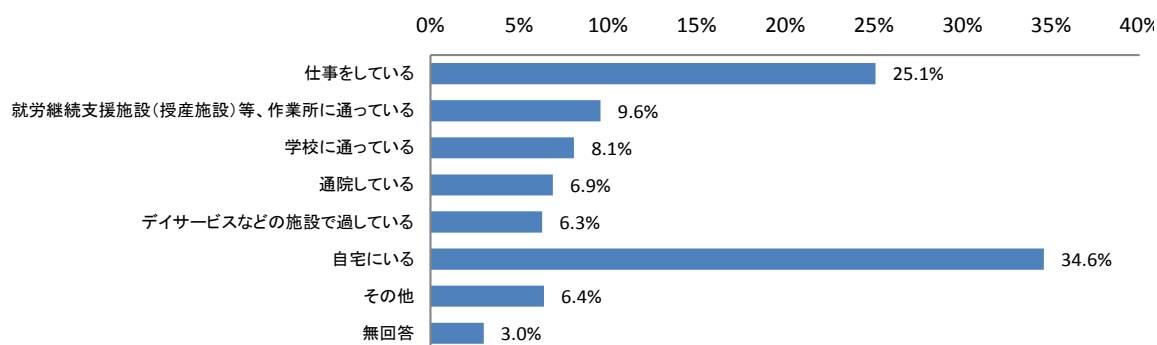
自宅や地域で生活していくための条件について、「生活するのに十分な収入があること」が68.5%と最も多く、次いで「家族と同居できること」、「主治医や医療機関が近くにあること」が57.3%となっており、「地域の人たちとのつながりがあること」（37.4%）、「地域で何でも相談出来る相談員や相談窓口があること」（35.6%）の順になっている。

◎介護、介助の状況



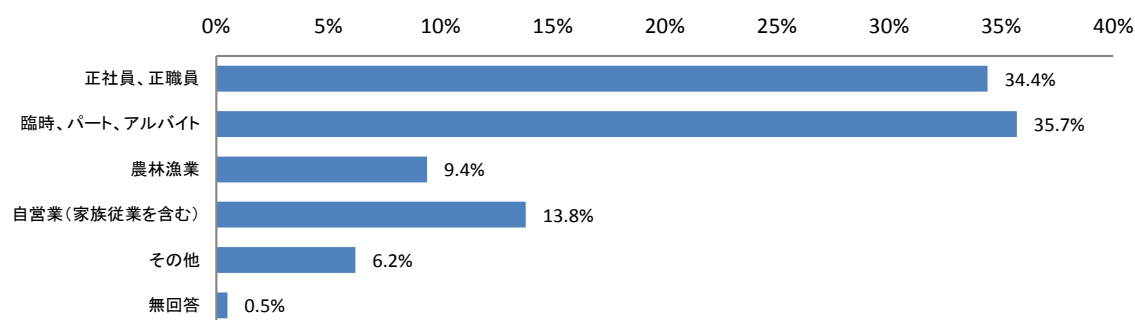
介護、介助の状況について、「家族や親族」が47.7%と最も多く、次いで「特に介護・介助の必要はない」が23.7%となっており、「施設等の職員」（11.3%）の順になっている。

◎昼間の過ごし方



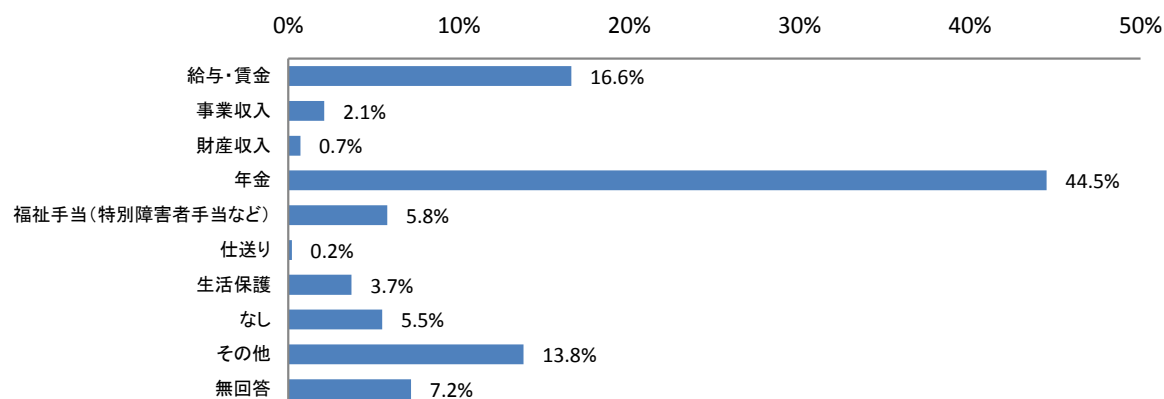
昼間の過ごし方について、「自宅にいる」が 34.6%と最も高く、次いで「仕事をしている」が 25.1%となっており、「就労継続支援施設（授産施設）等、作業所に通っている」（9.6%）の順になっている。

◎就労形態



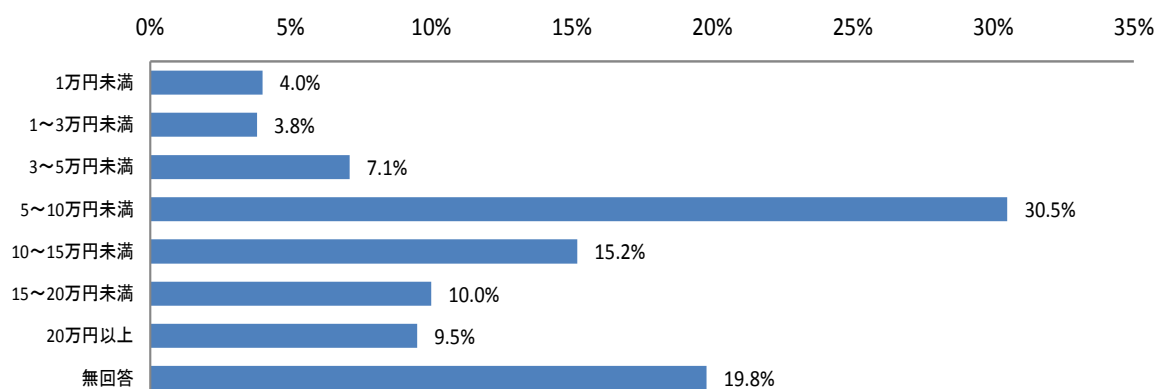
前問で「仕事をしている」と答えた方の就労形態について、「臨時、パート、アルバイト」が 35.7%と最も多く、次いで「正社員、正職員」が 34.4%となっており、「自営業（家族従業を含む）」（13.8%）の順になっている。

◎収入源の状況



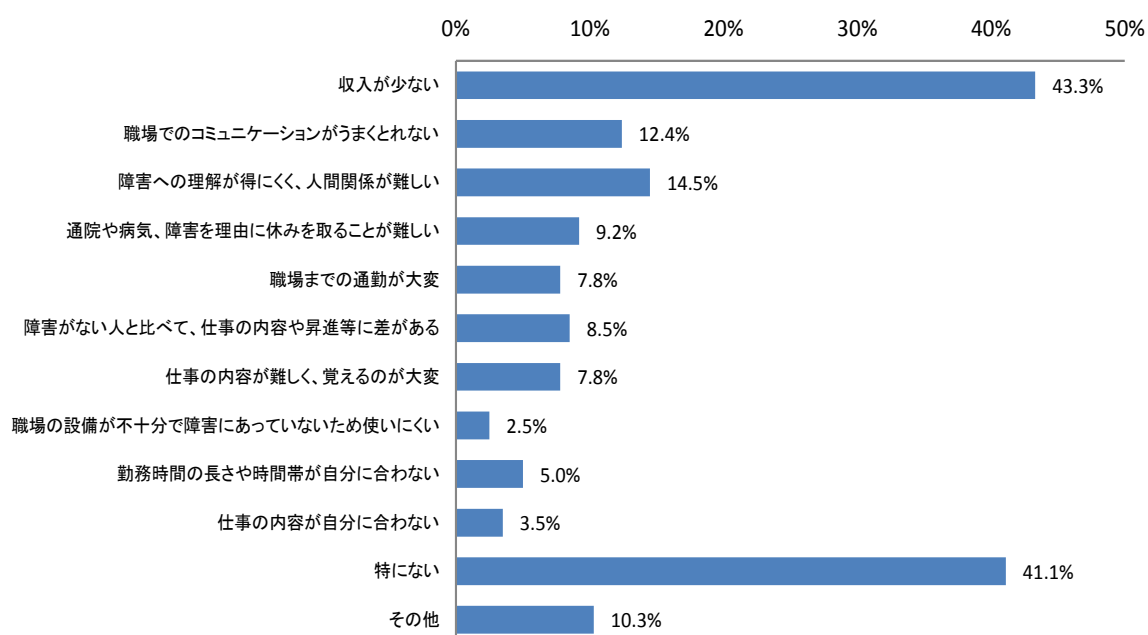
収入源の状況について、「年金」が 44.5%と最も多く、次いで「給与・賃金」が 16.6%となっており、「その他」（13.8%）の順になっている。

◎収入額の状況



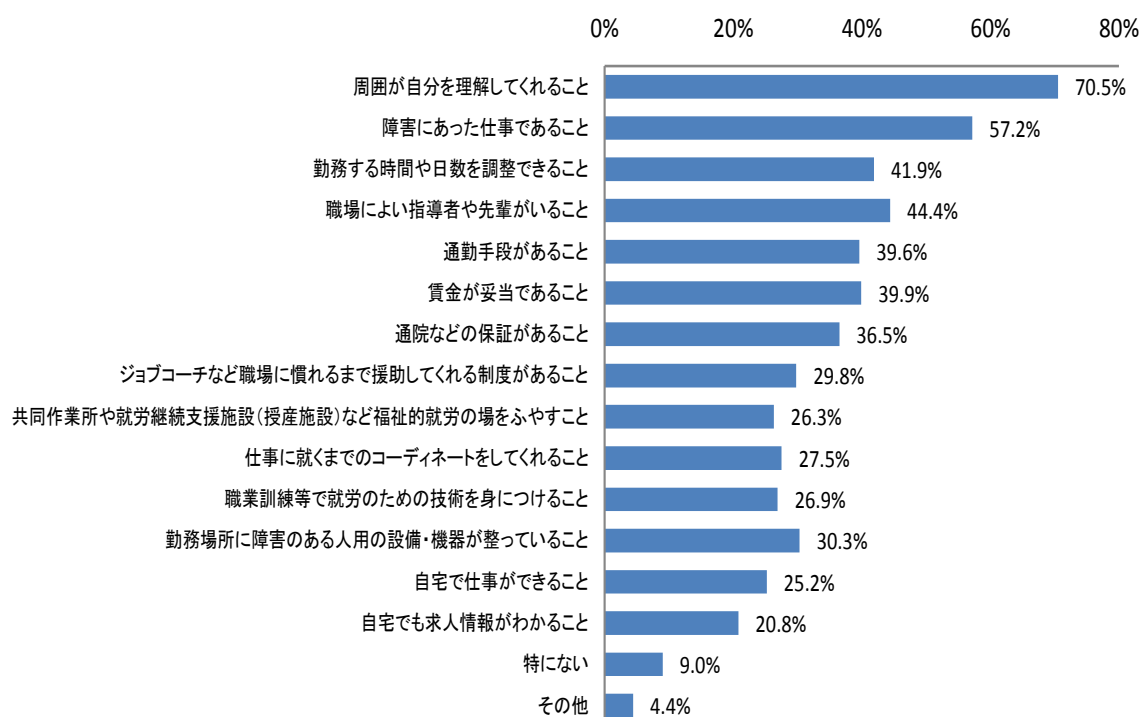
収入額の状況について、「5～10 万円未満」が 30.5%と最も多く、次いで「10～15 万円未満」が 15.2%となっており、「15～20 万円未満」(9.5%)の順になっている。

◎仕事の悩み・困っていること（複数回答 n=282）



仕事をされている方の仕事の悩み・困っていることについて、「収入が少ない」が 43.3%と最も多く、次いで「特にない」が 41.1%となっており、「障害への理解が得にくく、人間関係が難しい」(14.5%)の順になっている。

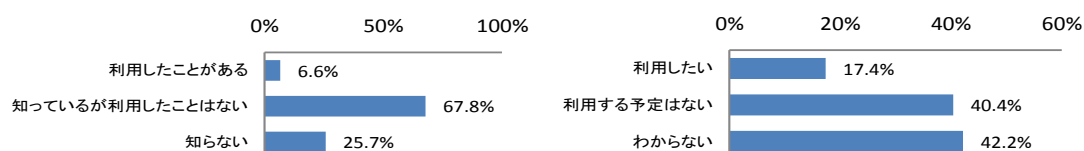
◎働くために必要な環境（複数回答 n=745）



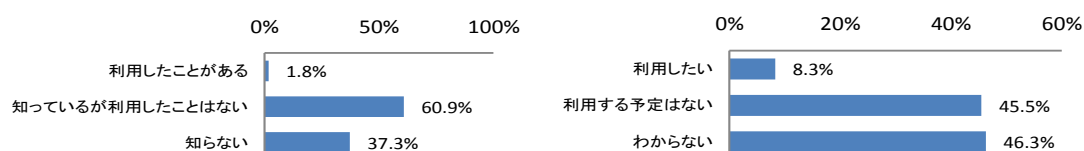
働くために必要な環境について、「周囲が自分を理解してくれること」が 70.5%と最も多く、次いで、「障害にあった仕事であること」が 57.2%となっており、「職場により指導者や先輩がいること」（44.4%）の順になっている。

◎各福祉サービスの認知度及び需要（無回答を除いた割合を表示しています。）

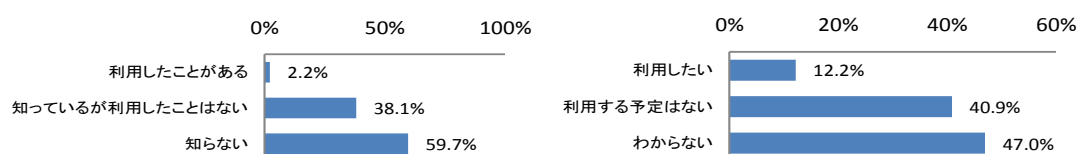
○居宅介護



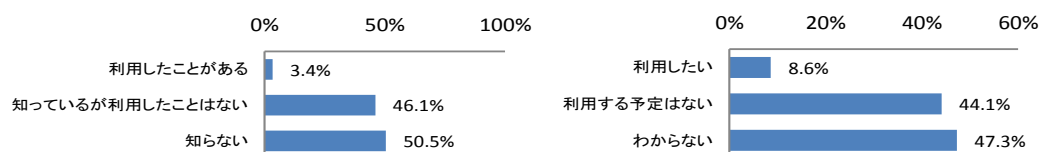
○重度訪問介護



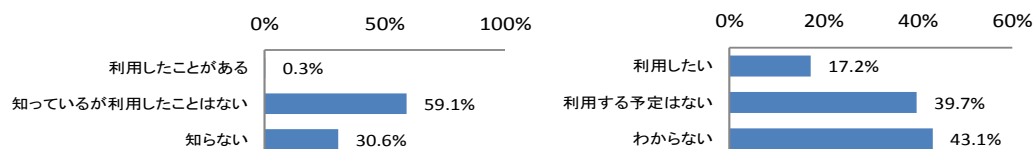
○行動援護



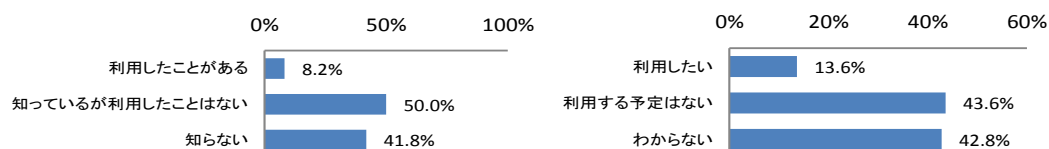
○重度障害者等包括支援



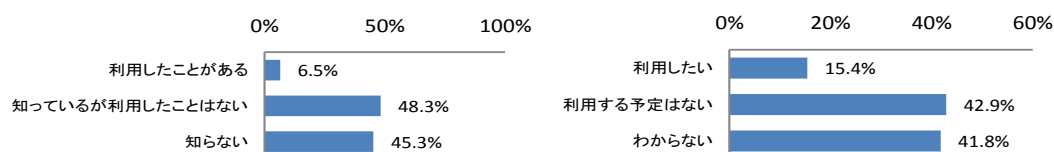
○生活介護



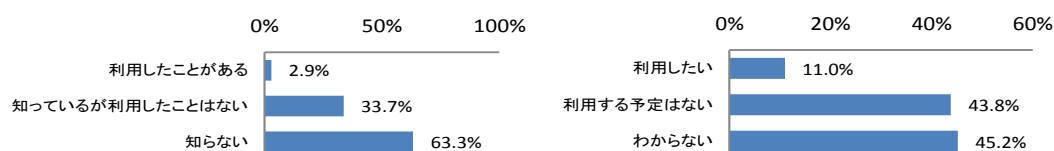
○自立訓練（機能訓練）



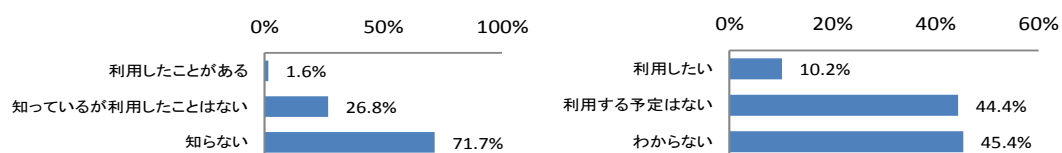
○自立訓練（生活訓練）



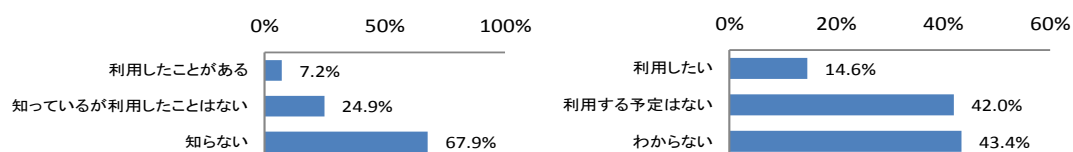
○就労移行支援



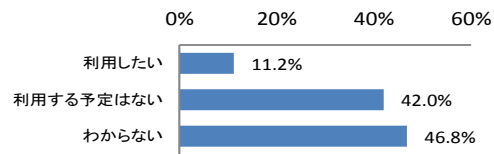
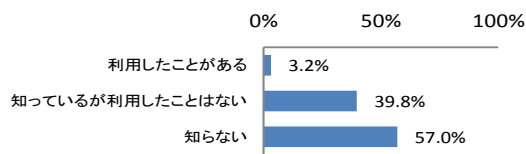
○就労継続支援A型



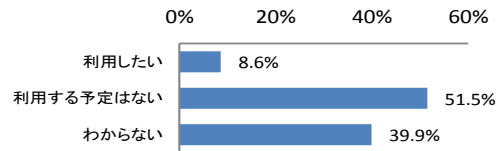
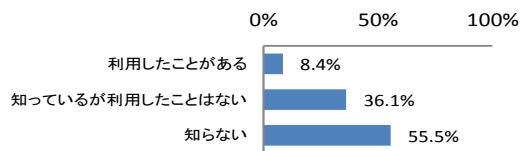
○就労継続支援B型



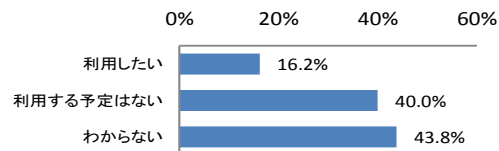
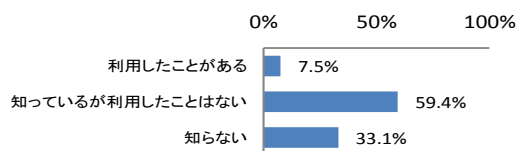
○療養介護



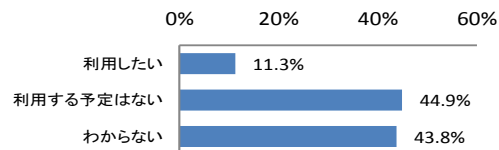
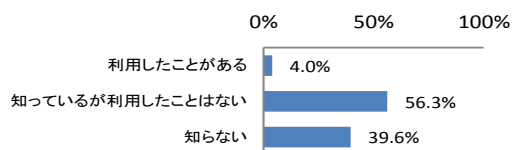
○児童デイサービス



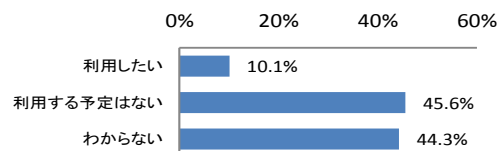
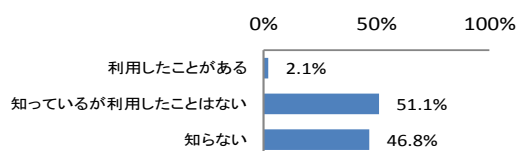
○短期入所（ショートステイ）



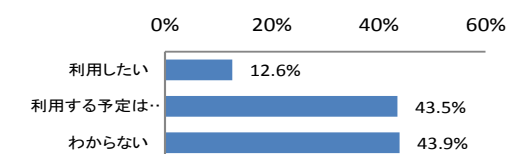
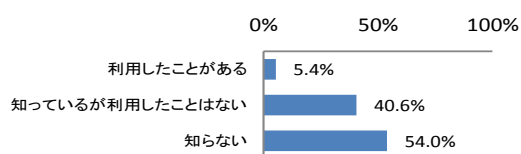
○共同生活援助（グループホーム）



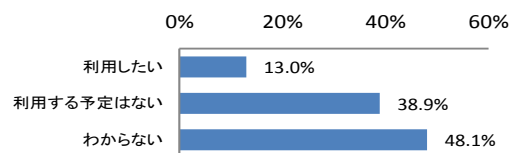
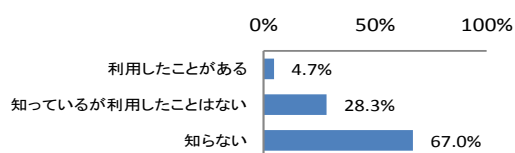
○共同生活介護（ケアホーム）



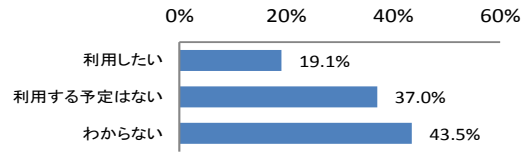
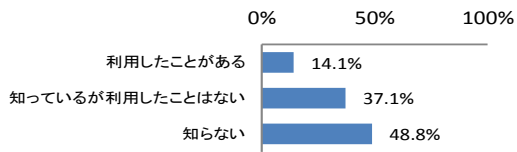
○施設入所支援



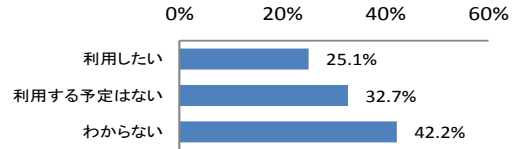
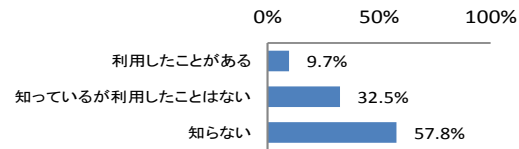
○指定相談支援



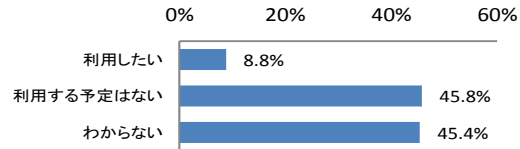
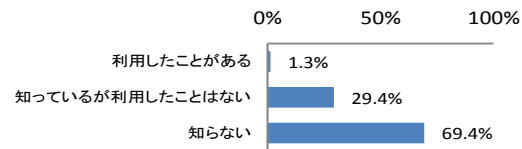
○補装具費の支給



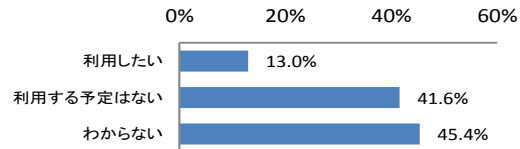
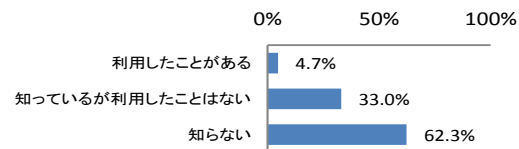
○相談支援事業



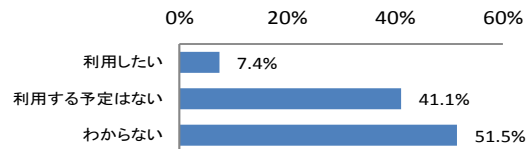
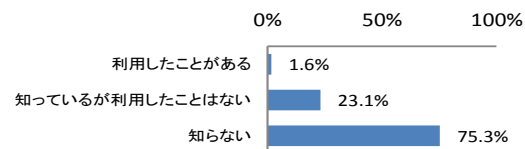
○コミュニケーション支援事業



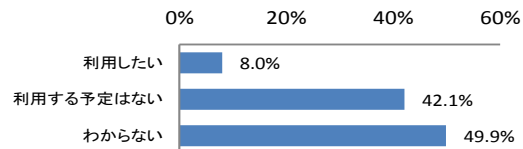
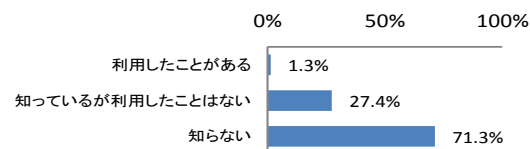
○移動支援事業



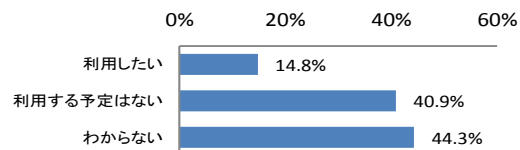
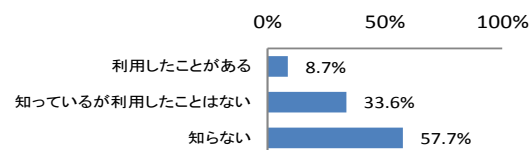
○地域活動支援センターⅠ型



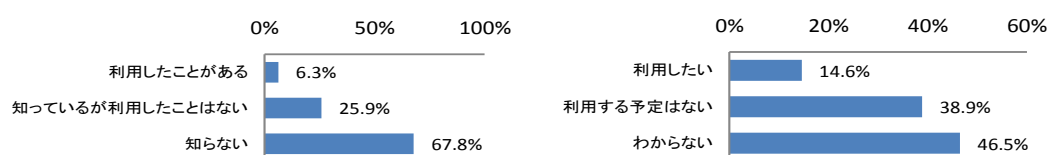
○地域活動支援センターⅡ型



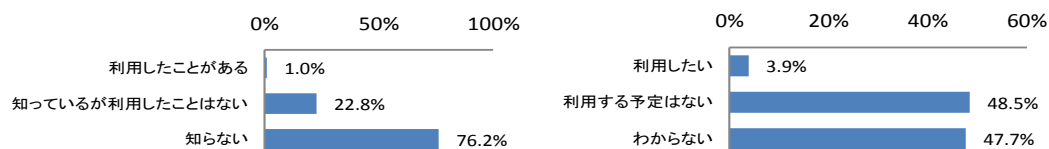
○日常生活用具給付事業



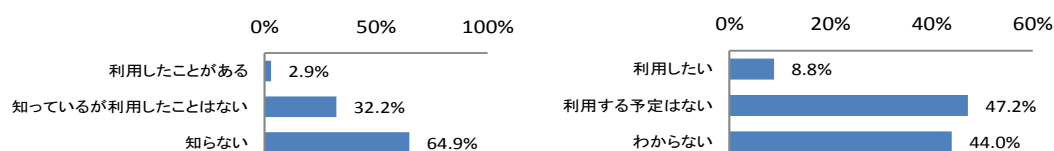
○日中一時支援事業



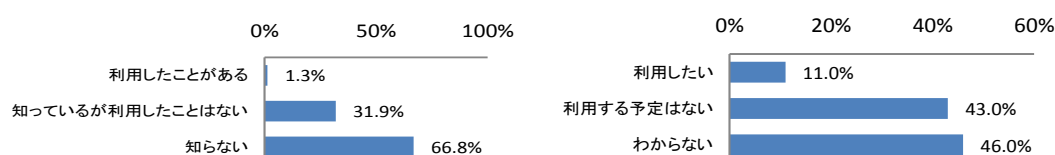
○点字・声の広報等発行等



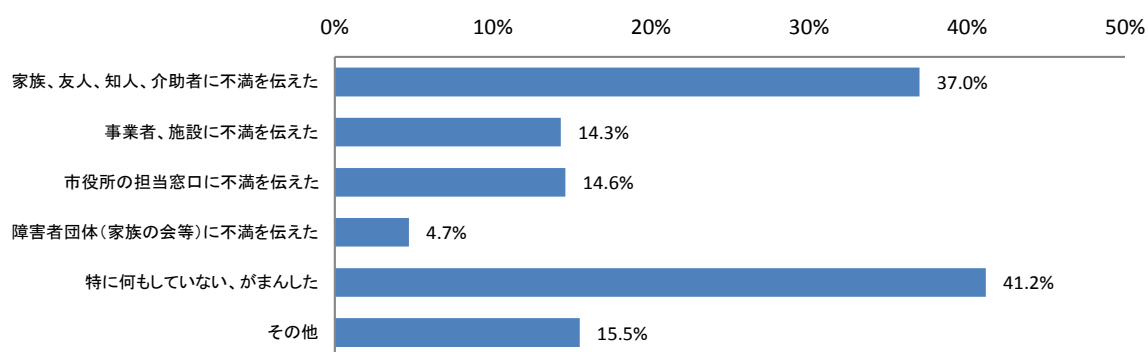
○自動車免許取得・改造助成事業



○移送サービス事業

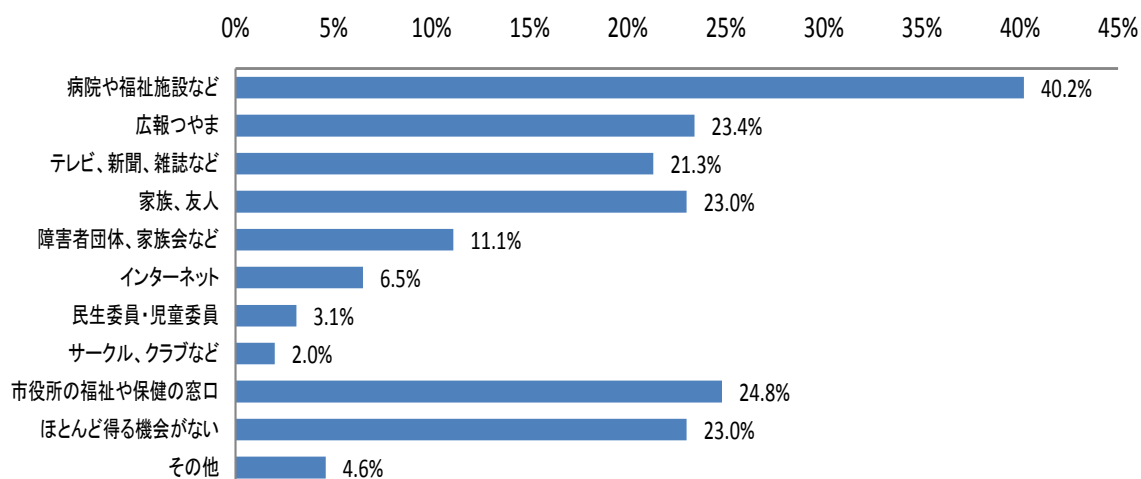


◎福祉サービスなどの不満対処法（複数回答 n=665）



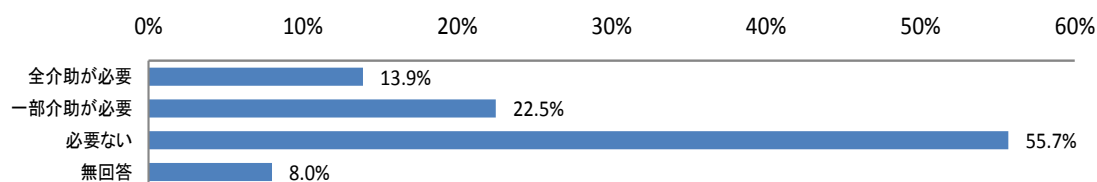
福祉サービスなどの不満対処法について、「特に何もしていない、がまんした」が 41.2%と最も多く、次いで、「家族、友人、知人、介助者に不満を伝えた」が 37.0%となっており、「その他」（15.5%）の順になっている。

◎情報の入手（複数回答 n=768）



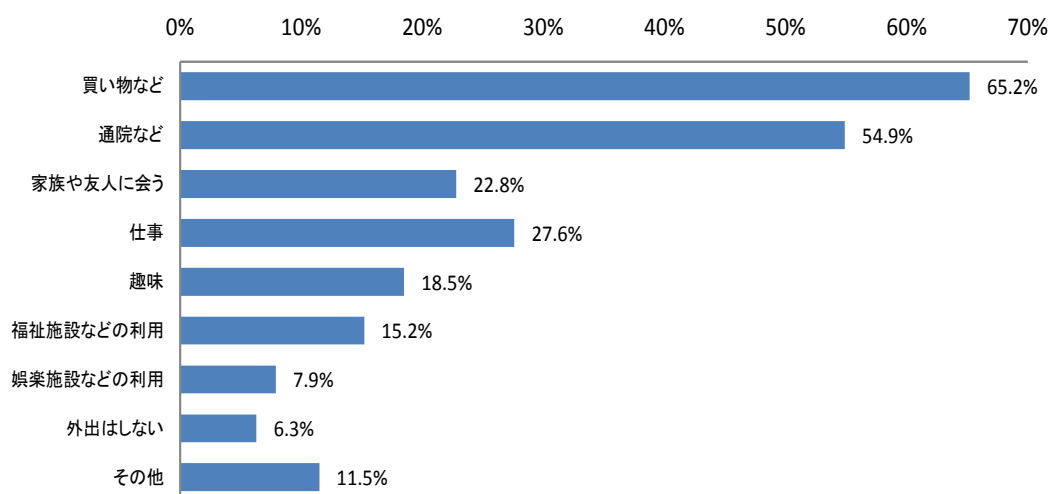
情報の入手について、「病院や福祉施設など」が 40.2%と最も多く、次いで「市役所の福祉や保健の窓口」が 24.8%となっており、「広報つやま」（23.4%）の順になっている。

◎外出時の介助



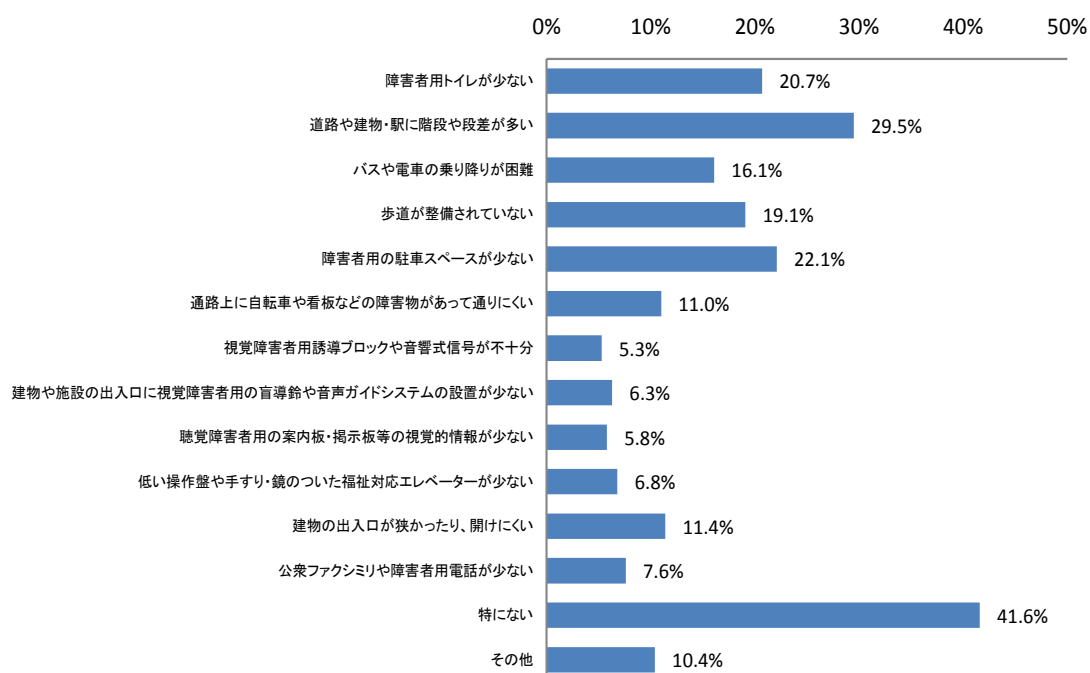
外出時の介助について、「必要ない」が 55.7%と最も多く、次いで「一部介助が必要」が 22.5%となっている。

◎外出時の目的（複数回答 n=811）



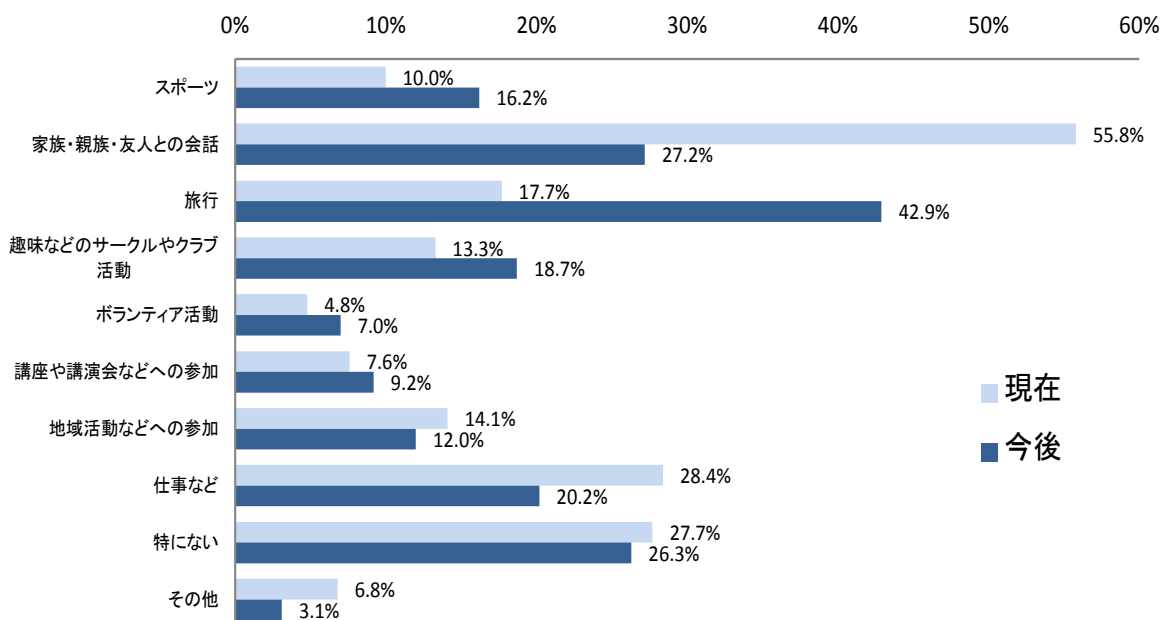
外出時の目的について、「買い物など」が 65.2%と最も多く、次いで「通院など」が 54.9%となっており、「仕事」（27.6%）の順になっている。

◎外出時に不便な点（複数回答 n=719）



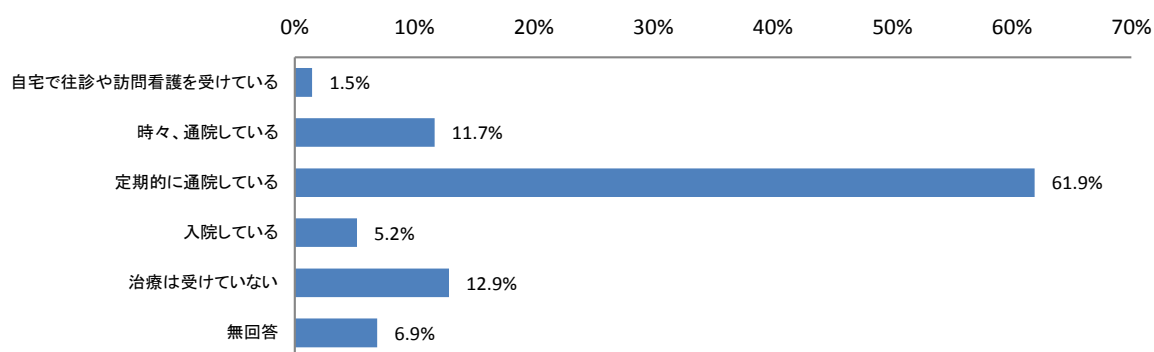
外出時に不便な点について、「特にない」が 41.6%と最も多く、次いで「道路や建物・駅に階段や段差が多い」が 29.5%となっており、「障害者用の駐車スペースが少ない」（22.1%）の順になっている。

◎現在の活動と今後行いたいもの（複数回答 n=現在 792：今後 753）



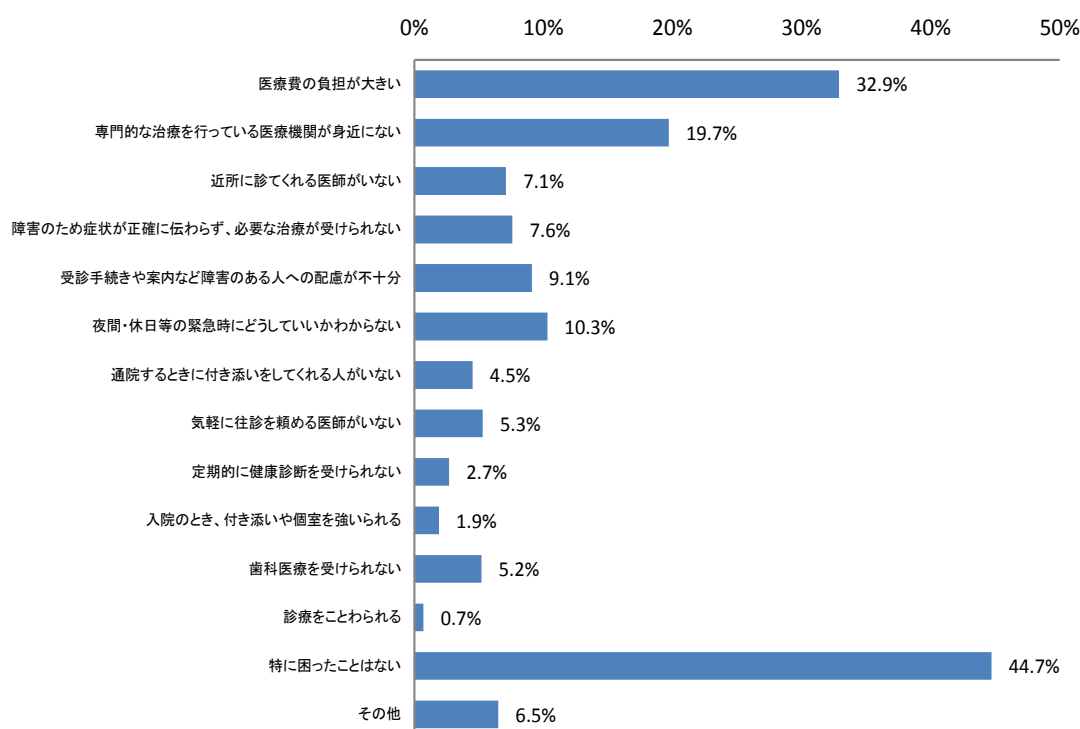
現在の活動と今後行いたいものについて、現在の活動としては「家族・親族・友人との会話」が 55.8%と最も多く、次いで「仕事など」が 28.4%となっており、「特にない」（27.7%）の順になっている。今後行いたいものとしては、「旅行」が 42.9%と最も多く、次いで「家族・親族・友人との会話」が 27.2%となっており、「特にない」（26.3%）の順になっている。

◎医師の治療の状況



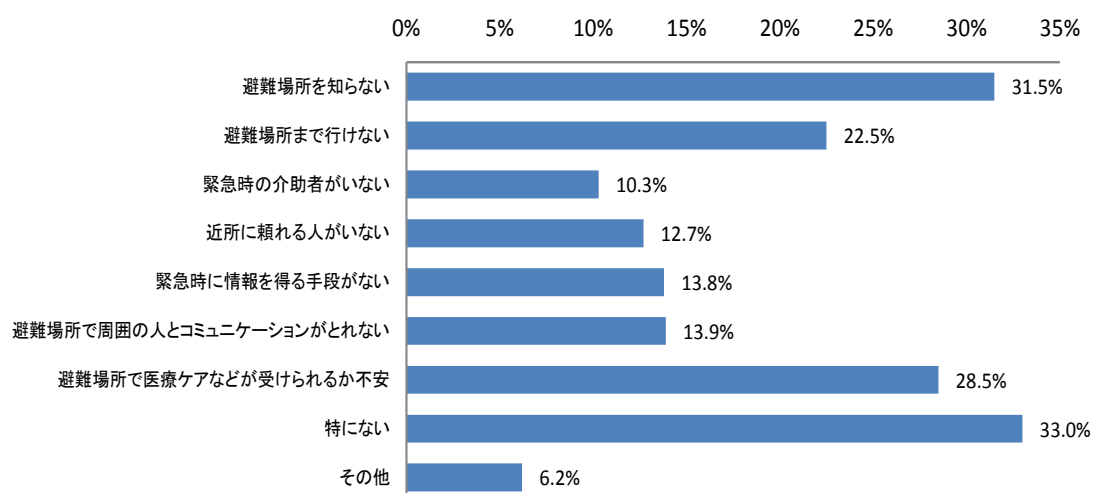
医師の治療の状況について、「定期的に通院している」が 61.9%と最も多く、次いで「治療を受けていない」が 12.9%となっている。約 80%の方が何らかの医師の治療を受けている。

◎健康管理や医療において不便なこと（複数回答 n=738）



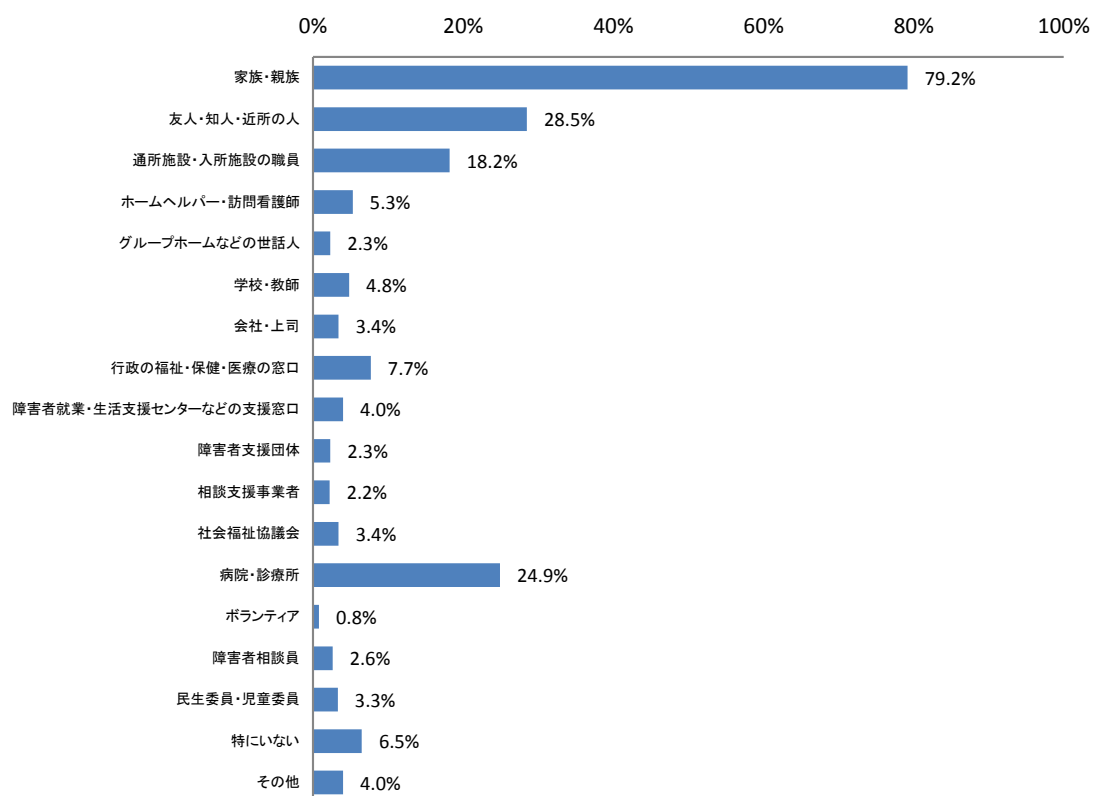
健康管理や医療において不便な点について、「特に困ったことはない」が 44.7%と最も多く、次いで「医療費の負担が大きい」が 32.9%となっており、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」（19.7%）の順になっている。

◎災害時の不安なこと（複数回答 n=775）



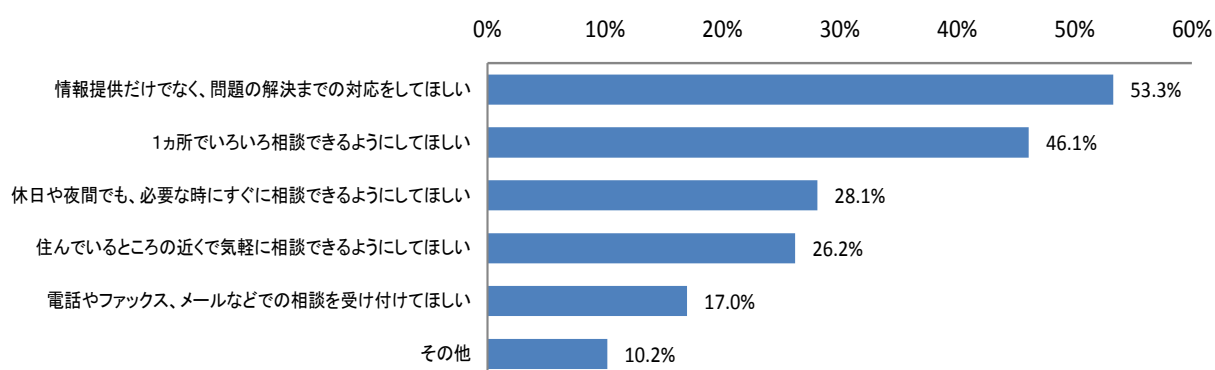
災害時の不安なことについて、「特にない」が 33.0%と最も多く、次いで「避難場所を知らない」が 31.5%となっており、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」（28.5%）の順になっている。

◎身近にいる相談できる人（複数回答 n=832）



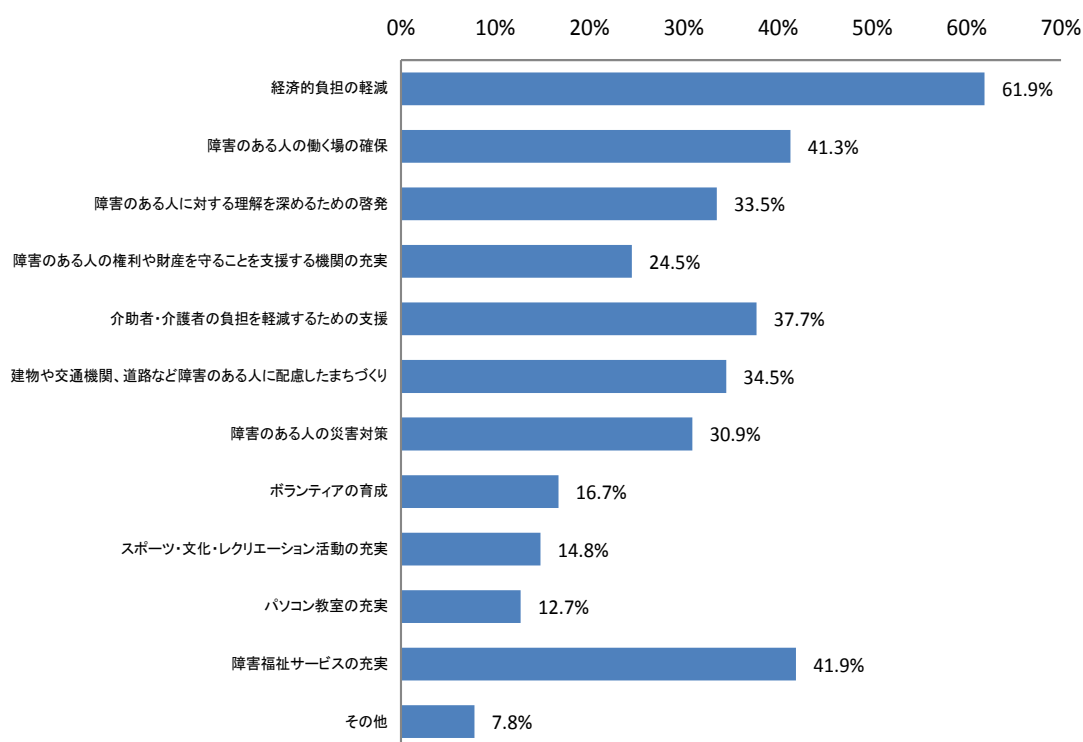
身近にいる相談できる人について、「家族・親族」が 79.2%と最も多く、次いで「友人・知人・近所の人」が 28.5%となっており、「病院・診療所」（24.9%）の順になっている。

◎希望する相談体制（複数回答 n=629）



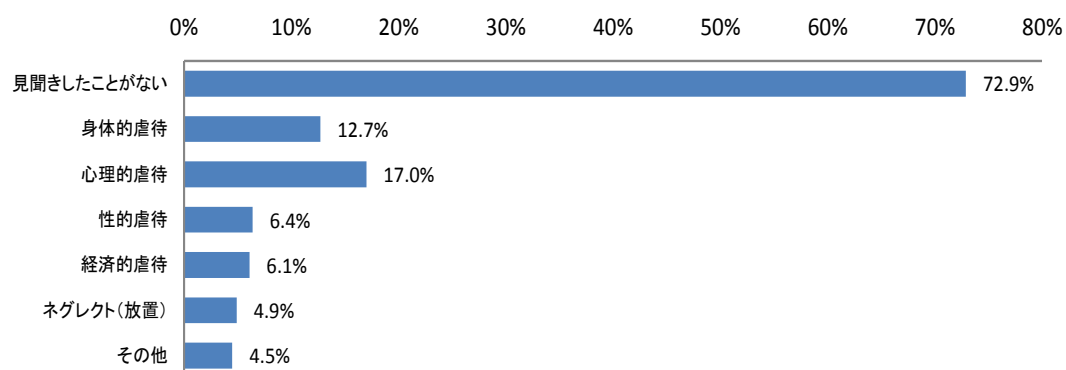
希望する相談体制について、「情報提供だけでなく、問題の解決までの対応をしてほしい」が53.3%と最も多く、次いで「1ヵ所でいろいろ相談できるようにしてほしい」が46.1%となっており、「休日や夜間でも、必要な時にすぐに相談できるようにしてほしい」（28.1%）の順になっている。

◎今後、津山市に希望すること（複数回答 n=771）



今後、津山市に希望することについて、「経済的負担の軽減」が61.9%と最も多く、次いで「障害福祉サービスの充実」が41.9%となっており、「障害のある人の働く場の確保」（41.3%）の順になっている。

◎見聞きしたことがある虐待（複数回答 n=652）



見聞きしたことがある虐待について、「見聞きしたことがない」が 72.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 17.0%となっており、「身体的虐待」（12.7%）の順になっている。

◎希望する障害のある児童のためのサービス

希望する障害のある児童のためのサービスについて、障害のある児童の保護者の方にお聞きしたところ、「学齢期の療育や相談体制の充実」が最も多く、次いで「地域で障害のある子どもを診ることのできる専門医師の充実」となっており、「専門的な相談が受けられること」「集団への適応を促すための療育」「必要な時に一時的に利用できる託児サービスの充実」「安心して遊べる機会・場の充実」等の順となっている。

◎自由筆記（主なもの）

○福祉サービスについて

- デイサービス施設で楽しい時間を過ごしている。（1件）
- ヘルパーさんが少ないので希望の日数が難しい。（1件）
- 専任手話通訳者の充実。（1件）
- 在宅支援の充実。（1件）
- 介護サービスの時間的限度を上げてほしい。（1件）
- デイサービスを日・祝日も利用できるようにしてほしい。（1件）
- 補装具費の支給をしてもらっているが、電池代も支給してほしい。（1件）
- 日中一時支援の充実。（1件）
- 男性のヘルパーさんを増やしてほしい。（2件）
- 移動支援の拡充。（1件）
- ヘルパーの利用時間帯の拡充。（1件）

○施設について

- 訓練所やリハビリ施設を充実してほしい。（3件）
- 近くに施設がない。（1件）
- 利用施設の情報（窓口がどこか等）をもっと知りたい。（1件）
- 若年性デイケアセンターがあればよいと思う。（1件）
- 各施設において福祉に“理解”がある指導者が必要。（1件）
- 障害のある子ども達のグループホームを作してほしい。（1件）
- 児童デイサービスの充実。（1件）
- 緊急で短期入所できる施設がほしい。（1件）

○相談体制・手続き等について

- 障害について専門に勉強している人の育成の拡充をお願いしたい。（1件）
- 相談にいても、親身になってくれているか不安になる。（1件）
- 届け出が難しくて一人では行えない。（1件）
- 手続を1ヵ所で出来るようにしてほしい。（1件）
- 要約筆記者を増やしてほしい。（1件）
- インターネット等での申請、更新ができるようにしてほしい。（1件）
- プライバシーを守る事に注意してほしい（1件）
- 手続を簡素化してほしい。（2件）
- 大事な用件はメールか手紙でしてほしい。（1件）
- どこで相談していいのかわからない。（1件）

○障害に対する理解について

- 障害者用駐車場に一般の人が駐車しているときがあり困る。（4件）
- 見た目では色々わからない障害があります。暖かく見てあげたいと思います。（1件）
- 周りの人の気配り、気遣いが無いと感じるときがある。（1件）

○広報・啓発について

- 福祉サービスについて、もっと広報・啓発活動をしてほしい。（5件）
- 発達障害についてもっと理解してもらえる地域になったらよい。（1件）
- 広報つやま等の内容についての要望。（2件）

○医療について

- 安心して入院、手術を受けることのできるまちづくりをしてほしい。 (1 件)
- 精神科、心療内科が少ない。もっと増やしてほしい。 (3 件)
- 救急医療の体制が不十分。 (1 件)
- 病気に対応する専門外来が市内になく不便。 (1 件)
- 病院等の対応の改善。 (1 件)

○経済的支援について

- 各種割引、補助の充実、対象者拡大。 (10 件)
- 経済的負担の軽減（医療費、税金、保険料の軽減、年金の充実）。 (25 件)

○公共施設の利用について

- ハローワークで一般の人とは違う部屋にしてほしい。 (1 件)
- 温水プールを安く利用できるようにしてほしい。 (1 件)

○環境整備について

- ニュースポーツを充実してほしい。 (1 件)
- 図書館に医療関係の本・ビデオを充実させてほしい。 (1 件)
- 大型商店では専門のヘルパーの人を設置してほしい。 (1 件)
- 歩道の整備を進めてほしい。 (3 件)
- 障害者用駐車場をもっと増やしてほしい。 (4 件)
- 市営住宅を優先して貸して欲しい。 (1 件)

○交通について

- ごんごバスの便をもっと多くしてほしい。 (1 件)
- 福祉タクシーをもっと充実させてほしい。 (1 件)
- バスの時刻表が簡単に詳しく分かれば嬉しい。 (2 件)
- 公共交通機関をもっと充実させてほしい。 (2 件)
- 福祉車両の貸し出しをもっと利用しやすくしてほしい。 (1 件)

○教育について

- 支援学級のある高校が近くに無く通学が大変である。 (2 件)
- 支援学校を市内に作ってほしい。 (1 件)
- 学校に洋式トイレが少ない。 (1 件)
- 学校にエレベーターをつけてほしい。 (1 件)
- 地域の学校に専門の先生がほしい。 (1 件)
- 療育体制の拡充。 (2 件)

○雇用・就業について

- 通院に有給を使って行っている。就業中の通院時間を確保してほしい。 (1 件)
- 就労支援や技術取得等の支援を拡充してほしい。 (3 件)
- 仕事ができないので困っている。 (2 件)
- 仕事がない。 (4 件)
- 工賃をもっと上げてほしい。 (1 件)
- 差別を感じることもある。 (2 件)

○交流機会について

- 障害のある人の集いなど楽しい友達づくりの会合を予定してほしい。 (1 件)
- 何もすることがなくて困る時がある。 (1 件)
- もっと友達を作りたい。 (1 件)
- 障害のある児童の親同士の交流がはかれる場がほしい。 (1 件)
- 休日の日に過ごせるサロンのような場所がほしい。 (1 件)

○不安について

- 将来への不安を感じている。 (6 件)
- 将来、自分（親）がいなくなったときのことを考えると不安。 (4 件)
- 子どもの小学校生活が不安。 (1 件)

○防災・災害時について

- 避難ルート、避難場所を把握して生活することが大切だと思う。 (1 件)
- 災害時の支援を充実させてほしい。 (1 件)

○まちづくりについて

- 弱者に対応した街づくりをお願いします。 (2 件)
- まちづくりに障害のある人や老人の意見をもっと取り入れてほしい。 (1 件)
- 障害のある人に住みやすいまちづくりをしてほしい。 (3 件)

○市・施設の対応などについて

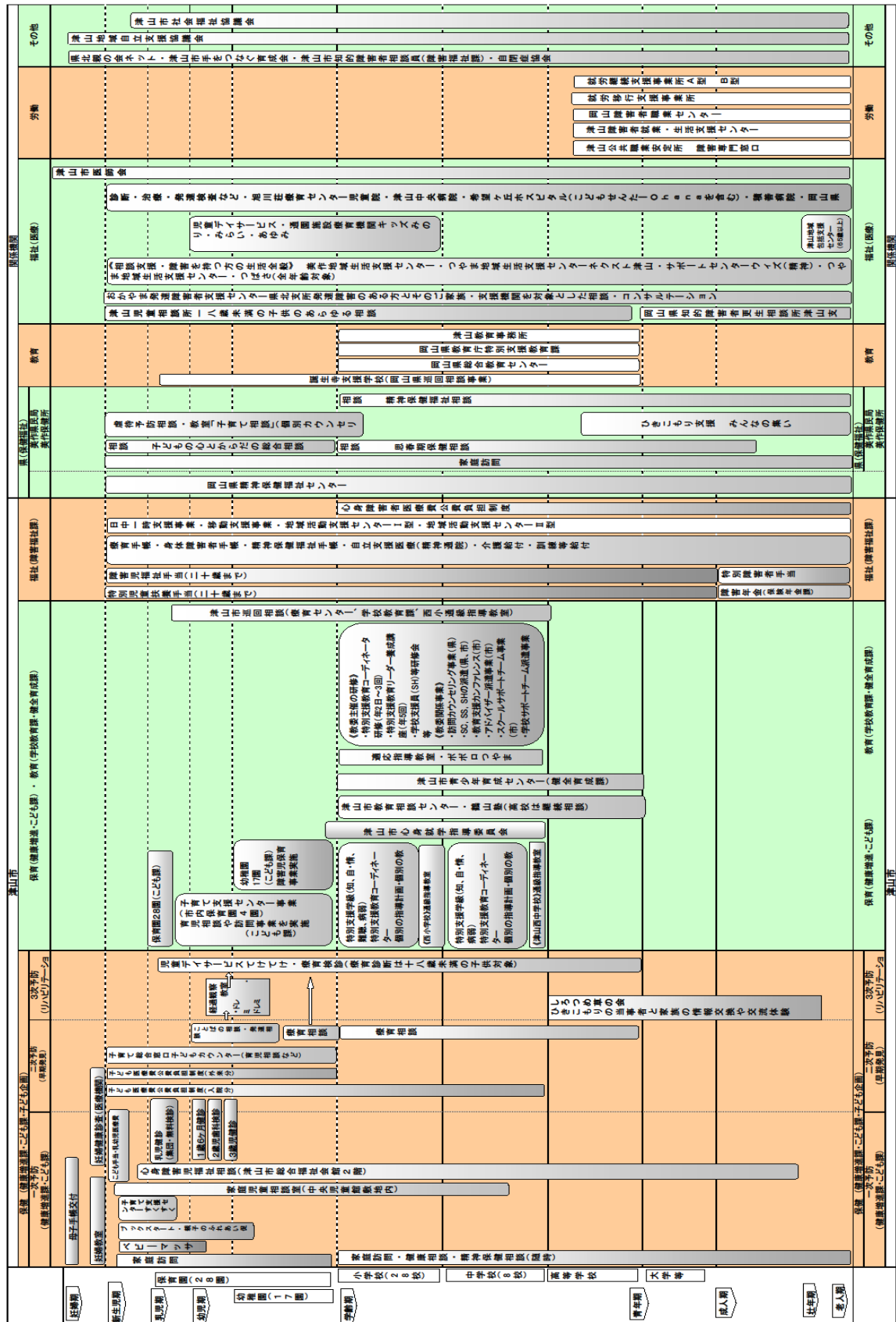
- いつも親切にしてくれて嬉しい。 (1 件)
- 窓口対応が事務的で悲しいときがある。 (1 件)

○その他

- 不便することなく暮らしています。 (4 件)
- アンケートを見て今後色々考えて行きたいと感じた。 (1 件)
- 精神障害のある人のサポートの拡充。 (2 件)

3. 各ライフステージに対応した支援・相談体制

平成23年度版 発達障害児者に係るライフステージ別相談・支援体制図《津山市》



4. 津山市障害者施策推進協議会条例

○津山市障害者施策推進協議会条例

昭和55年3月21日

津山市条例第6号

改正 昭和56年12月24日条例第30号

平成4年3月19日条例第2号

平成6年3月25日条例第5号

平成22年3月25日条例第8号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第4項の規定に基づき、津山市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験のある者

2 前項第1号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 第1項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、同号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第2号の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境福祉部社会福祉事務所障害福祉課において行う。

(委任)

第7条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年12月24日条例第30号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

付 則（平成4年3月19日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成6年3月25日条例第5号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

5. 津山市障害者施策推進協議会委員名簿

津山市障害者施策推進協議会委員名簿

任期：平成 22 年 3 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日

委員名	役職名	
浅田 浩司	岡山県津山児童相談所子ども支援課	子ども支援課長
池町 照美	津山市ボランティア交流会	会長
石飛 猛	美作大学	准教授
井上 博子	岡山県美作保健所保健課	統括副参事
江原 良貴	津山市医師会	理事
遠藤 隆夫	岡山県美作県民局健康福祉部福祉振興課	福祉振興課長
可児 保子	津山しらうめの会	会長
日下 功	津山市手をつなぐ育成会	会長
坂本 潤治	社会福祉法人 慈風会 障害者支援施設あすなろ園	主任相談員
定岡 直美	津山市地域活動・就労支援事業所連絡会	副会長
仁木 潤	津山市社会福祉協議会	地域福祉課長
能登原 正雄	津山公共職業安定所 専門援助部門	統括職業指導官
藤田 勉	津山市身体障害者福祉協会	会長
藤原 満紀	津山市民生児童委員連合協議会	監事
牧野 恭典	社会福祉法人 津山みのり学園	専務理事・園長

(順不同)